

『 おうちでんき 』

(Powered by SBパワー) [低圧]

お申し込みの際の留意事項【要約版】

お申し込みの前に、必ず本書に付随した重要事項説明書をご確認のうえ、電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）をお申し込みください。

ご解約時の費用について

- ご解約される場合は、解約事務手数料550円〔税込〕が発生します。
- おうちでんき(N)につきましては、契約更新期間外にご解約される場合は、契約解除料5,000円〔税込〕が発生します。
- おうちでんき(T)につきましては、需給契約が成立した日から料金適用開始の日以降24ヵ月目の末日までにご解約される場合は、契約解除料5,000円〔税込〕が発生します。

電気のご契約のお切り替えについて

- 電気の供給は、SBパワー株式会社が行います。
- 電気契約のお切り替えに際しては、次の内容にご注意ください。
 - 現在の電力会社（小売電気事業者）から違約金を請求されることや、付与されているポイントが失効する場合があります。
 - 現在の電力会社（小売電気事業者）の継続利用特典が消滅する場合があります。
- 転居で電気のご使用を解約される際は、自動解約とはなりませんので、ご自身で必ず解約手続きを行ってください。

ご契約後の料金にご注意ください

- 現在ご加入中のプラン（オール電化ユーザー向けプランや他社新電力プランなど）によっては、「おうちでんき」ご加入後の料金が高くなる可能性がありますので、よくお確かめのうえ、お申し込みください。
- 電気料金に含まれる燃料費調整額については、上限の設定はありません。これにより、現在ご契約中の電力プランよりも高くなる場合がありますので、ご注意ください。

「おうち割 でんきセット(M)」および「おうち割 でんきセット(A)」(「おうちでんき」のみをご契約のお客さまは適用対象外)の適用について

- 「おうち割 でんきセット(M)」は、ソフトバンクの携帯電話等の通信サービス料金から、1回線あたり月110円〔税込〕(3年目以降は月55円〔税込〕)を割引するサービスです(ただし、電気の契約1契約につき、最大10回線までとします。)
- 「おうち割 でんきセット(A)」は、ワイモバイルの携帯電話等の通信サービス料金から、1回線あたり月110円〔税込〕(3年目以降は月55円〔税込〕)を割引するサービスです(ただし、電気の契約1契約につき、最大10回線までとします。)

ご請求金額の確認等

- ご請求金額や電気のご使用状況等は、ソフトバンクの場合は「My SoftBank」、ワイモバイルの場合は「My Y!mobile」からご確認ください。
- お客さまが書面による明細書の発行をご希望される場合、「でんき明細書オプション」発行手数料として、原則として1通につき165円〔税込〕をご請求します。
- お客さまが書面による電気料金に係る請求書の発行をご希望される場合、または支払期日を過ぎ払込用紙付きの請求書が発行された場合、請求書発行手数料として1回につき253円〔税込〕をご請求します。※2025年5月より口座振替、クレジットカードなどの支払い方法が設定されていない場合についても、1回につき253円〔税込〕をご請求します。

電気契約の解約について

- 電気料金が支払われない場合、電気のご契約を解約する場合があります。

お問い合わせ先

- お問い合わせは、ソフトバンクでんき・ガスサポートセンター（TEL 0800-170-3710 受付時間 年中無休 9:00～20:00）までご連絡ください。

おうちでんき 電気の供給に係る重要事項説明書

本書面は、お客さまが「おうちでんき」をお申し込みされる際に、電気事業法第2条の13第1項および第2項並びに電気事業法施行規則第3条の12および第3条の13に基づき、お客さまとSBパワー株式会社との電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）の概要、およびご注意が必要な事項を説明するものです。また、これに関連するサービスや電気料金に関する詳細な情報は、ウェブサイトに掲載していますので、本書面とあわせて、必ずご確認ください。なお、電気の供給は、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）の子会社であるSBパワー株式会社（以下「SBパワー」といいます。）が行います。

「おうちでんき」に関する重要事項をご説明します。本書面をよくお読みのうえ、内容をご確認ください。

1. 需給契約のお申し込み、契約種別、需給開始日、契約の成立、契約期間および解約等

- お客さまが「おうちでんき」を契約される場合、または「おうちでんき」の契約内容を変更される場合は、あらかじめSBパワーの電気需給約款[低圧]（以下「需給約款」といいます。）および一般送配電事業者の託送供給等約款における需要者に関する事項（詳細は、「12. 託送供給等約款の遵守」を参照ください。）を遵守していただくことをご承認のうえ、SBパワーおよびソフトバンク等の需給契約に係る媒介者指定のお申し込み方法によってお申し込みいただきます。ただし、九州電力エリアについては、新たなお申し込みの受付は行っており、契約種別（供給区域）の変更を希望される場合に限り、お申し込みいただけます。
- 電気の供給は、小売電気事業者であるSBパワー（小売電気事業者登録番号:A0186）が行います。なお、ソフトバンク（東京都港区海岸一丁目7番1号、代表取締役社長執行役員兼CEO 宮川 潤一）またはソフトバンクグループ株式会社（東京都港区海岸一丁目7番1号、代表取締役会長兼社長執行役員 孫 正義）のソフトバンク以外の子会社または関連会社（以下、総称して「グループ媒介者」といいます。）は、お客さまとSBパワーとの需給契約の媒介を行うことがあります。
- 契約種別等は、次のとおりとします。

需要区分	契約種別(供給区域)	契約方式
電灯需要	おうちでんき(A) (北海道電力エリア) 〔従量電灯Bまたは 従量電灯C相当〕	アンペアブレーカー 契約 ^{※1}
		主開閉器契約等 ^{※2}
	おうちでんき(A) (東北電力エリア) 〔従量電灯Bまたは 従量電灯C相当〕	アンペアブレーカー 契約 ^{※1}
		主開閉器契約等 ^{※2}
	おうちでんき(A) (東京電力エリア) 〔従量電灯Bまたは 従量電灯C相当〕	アンペアブレーカー 契約 ^{※1}
		主開閉器契約等 ^{※2}
	おうちでんき(T) (東京電力エリア) 〔従量電灯Bまたは 従量電灯C相当〕	アンペアブレーカー 契約 ^{※1}
		主開閉器契約等 ^{※2}
	おうちでんき(A) (中部電力エリア) 〔従量電灯Bまたは 従量電灯C相当〕	アンペアブレーカー 契約 ^{※1}
		主開閉器契約等 ^{※2}
おうちでんき(A) (関西電力エリア) 〔従量電灯A相当〕	最低料金制契約 ^{※3}	
おうちでんき(N) (関西電力エリア) 〔従量電灯A相当〕	最低料金制契約 ^{※3}	
おうちでんき(A) (中国電力エリア) 〔従量電灯A相当〕	最低料金制契約 ^{※3}	

電灯需要	おうちでんき(A) (四国電力エリア) 〔従量電灯A相当〕	最低料金制契約 ^{※3}
	おうちでんき(A) (九州電力エリア) 〔従量電灯Bまたは 従量電灯C相当〕	アンペアブレーカー 契約 ^{※1}
		主開閉器契約等 ^{※2}
	おうちでんき(A) (沖縄電力エリア) 〔従量電灯相当〕	最低料金制契約 ^{※3}

- アンペアブレーカー契約とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力ミライズ株式会社、九州電力株式会社の「従量電灯B」に相当する契約で、アンペアブレーカー（電流制限器）により契約電流（アンペア）を定める契約をいいます。
- 主開閉器契約等とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力ミライズ株式会社または九州電力株式会社の「従量電灯C」に相当する契約で、原則として、契約主開閉器等に基づき契約容量（キロボルトアンペア）を定める契約をいいます。ただし、過去1年間の30分ごとの需要電力（キロワット）の最大値に基づき、契約電力（キロワット）を決定する実量制契約を除きます。なお、この場合、SBパワーとお客さまとの協議により、契約方式等を定めます。
- 最低料金制契約とは、関西電力株式会社、中国電力株式会社、もしくは四国電力株式会社の「従量電灯A」または沖縄電力株式会社の「従量電灯」に相当する契約で、一定限度の使用電力量（キロワット時）までは、一定の料金（最低料金）を適用する契約をいいます。
- 神奈川県内のお客さまへ供給する全部または一部の電力は、神奈川県内の水力発電所により発電された電気で構成されます。
- おうちでんきによる需給契約は、お客さまからのお申し込みをSBパワーが承諾したときに契約が成立します。ただし、電気料金の未払いやスイッチング手続きにおけるマッチング不一致等の事由によって供給条件が整わない場合、またはSBパワーの供給条件を満たさないお客さまはお申し込みの全部または一部をお断りする場合があります。この場合、その理由をお客さまにお知らせします。
- 契約締結前および契約締結後の書面交付は、電子メールの送信またはSBパワーの指定ウェブサイトに掲載し電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法（以下「電子交付」といいます。なお、電子交付を受けるためには、インターネットブラウザソフトおよびAdobe Reader等のPDFファイル閲覧用ソフト等を必要とします。）によりお知らせします。
- 電気の需給開始日は、お客さまとSBパワーとの需給契約の成立後、原則として、標準処理期間（需給契約の切り替え手続き等に要する期間）満了後の最初の検針日または計量日とします。
- 契約期間は、おうちでんき(A)の場合、需給契約が成立した日から電気料金の適用開始の日以降1年目の末日までとします。おうちでんき(N)およびおうちでんき(T)の場合、需給契約が成立した日から料金適用開始の日の属する月を1ヵ月目とし、以降24ヵ月目の末日までの期間とします。
- 契約期間満了に先だって、お客さま、またはSBパワーもしくはグループ媒介者から契約の解約等に係る別段の意思表示がない場合には、需

給契約は、おうちでんき(A)は契約期間満了後も1年ごと、おうちでんき(N)およびおうちでんき(T)は2年ごとに同一条件で更新されるものとします。なお、契約期間が更新される場合、SBパワーは、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまにご説明し、更新後に、SBパワーの名称および住所、需給契約の契約更新年月日、更新後の契約期間並びに供給地点特定番号を、電子交付にてお知らせすることとし、お客さまは、このことについて、あらかじめご了承ください。

四国電力エリア	四国電力送配電株式会社の供給区域である、徳島県、高知県、香川県(一部を除きます。)、愛媛県(一部を除きます。)
九州電力エリア	九州電力送配電株式会社の供給区域となる福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
沖縄電力エリア	沖縄電力株式会社の供給区域となる沖縄県

4.契約電流、契約容量

(1) アンペアブレーカー契約の場合(従量電灯B相当)

契約電流(アンペア)は、お客さまのお申し出によって定めるものとし、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとなります(ただし、原則としてスイッチングのお申し込み時に、同時に、契約電流を変更することはできません。)。なお、一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。))または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められるときは、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。また、他の小売電気事業者からSBパワーへ需給契約を切り替える場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を基準として、契約電流を定めるものとします。

(2) 主開閉器契約等の場合(従量電灯C相当)

契約容量(キロボルトアンペア)は、原則として契約主開閉器の定格電流に基づき算定するものとし、次の式(契約容量の算定方式)により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者からSBパワーへ需給契約を切り替える場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を基準に、契約容量を定めるものとします。なお、SBパワーまたは一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。また、契約主開閉器の定格電流に基づき算定できない場合等、特別の事情がある場合には、お客さまとSBパワーとの協議によって契約容量を定めるものとします。

【契約容量の算定方法】

① 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

② 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1.732 \times 1,000}$$

5.おうちでんき(A)電気料金単価表[税込]

(1)北海道電力エリア

① アンペアブレーカー契約の場合(従量電灯B相当)

基本料金	契約電流10アンペア	402円60銭
	契約電流15アンペア	603円90銭
	契約電流20アンペア	805円20銭
	契約電流30アンペア	1,207円80銭
	契約電流40アンペア	1,610円40銭
	契約電流50アンペア	2,013円00銭
電力量料金	契約電流60アンペア	2,415円60銭
	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35円35銭
	120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41円64銭
	280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45円36銭
最低月額料金(1契約につき)		417円19銭

② 主開閉器契約等の場合(従量電灯C相当)

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	402円60銭
電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35円35銭
	120キロワット時をこえ280	41円64銭

(10)需給契約を解約する場合、原則として、解約事務手数料550円[税込]を最終月の電気料金とあわせてご請求します。

契約更新期間は、契約期間満了日の属する月の翌月1日から契約期間満了日の属する月の翌々月末日までとします。なお、おうちでんき(N)およびおうちでんき(T)については、下記期間に需給契約を解約する場合、契約解除料5,000円[税込]を最終月の電気料金とあわせてご請求します。

- ① おうちでんき(N) 上記契約更新期間外
- ② おうちでんき(T) 需給契約が成立した日から料金適用開始の日以降24ヵ月日の末日まで

(11)SBパワー以外の小売電気事業者から需給契約を切り替える場合には、次のような不利益事項(ただし、これは例示であり、これらに限られるものではありません。))が発生する場合がありますのでご注意ください。なお、実際にどのような不利益を被るかについては、現在の小売電気事業者との需給契約の内容をご確認ください。

- ①現在の需給契約を解約されることにより、現在、お客さまが契約されている小売電気事業者から解約に係る違約金等を請求される場合があります。
- ②現在の需給契約において、ポイント等の特典がある場合には、解約に伴いポイント等の特典が失効する場合があります。
- ③現在の需給契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約に伴い継続利用期間が消滅する場合があります。また、長期契約割引等を受けることができなくなる場合があります。
- ④現在の需給契約を解約することにより、解約までの期間におけるお客さまの電気の使用量や電気料金等の実績照会ができなくなる場合があります。

2.供給電気方式、供給電圧および周波数

- (1)供給電気方式および供給電圧は、一般送配電事業者の託送供給等約款によるものとし、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト、または交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとします。ただし、技術上やむを得ない場合については、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
- (2)周波数は、一般送配電事業者の託送供給等約款によるものとし、北海道電力エリア、東北電力エリアおよび東京電力エリアについては、原則として標準周波数50ヘルツとし、中部電力エリア、関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア、九州電力エリアおよび沖縄電力エリアについては、原則として標準周波数60ヘルツとします。

3.供給区域

「おうちでんき」における供給区域は、次の地域とします。ただし、各一般送配電事業者の離島供給約款に定める離島を除きます。

エリア名	供給区域となる地域
北海道電力エリア	北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域となる北海道
東北電力エリア	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域である、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
東京電力エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県(富士川以東)
中部電力エリア	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域である、愛知県、岐阜県(一部を除きます。)、三重県(一部を除きます。)、静岡県(富士川以西)、長野県
関西電力エリア	関西電力送配電株式会社の供給区域である、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部を除きます。)、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国電力エリア	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域である、鳥取県、島根県[隠岐諸島(島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島)を除きます。]、岡山県、広島県、山口県(見島を除きます。)、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

	キロワット時までの1キロワット時につき	45円36銭
	280キロワット時をこえる1キロワット時につき	

(2) 東北電力エリア

① アンペアブレーカー契約の場合(従量電灯B相当)

基本料金	契約電流10アンペア	369円60銭
	契約電流15アンペア	554円40銭
	契約電流20アンペア	739円20銭
	契約電流30アンペア	1,108円80銭
	契約電流40アンペア	1,478円40銭
	契約電流50アンペア	1,848円00銭
	契約電流60アンペア	2,217円60銭

電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円62銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円37銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円32銭
最低月額料金(1契約につき)		358円95銭

② 主開閉器契約等の場合(従量電灯C相当)

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	369円60銭
電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円62銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円37銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円32銭

(3) 東京電力エリア

① アンペアブレーカー契約の場合(従量電灯B相当)

基本料金	契約電流10アンペア	311円75銭
	契約電流15アンペア	467円63銭
	契約電流20アンペア	623円50銭
	契約電流30アンペア	935円25銭
	契約電流40アンペア	1,247円00銭
	契約電流50アンペア	1,558円75銭
	契約電流60アンペア	1,870円50銭

電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円80銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円40銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円49銭
最低月額料金(1契約につき)		328円08銭

② 主開閉器契約等の場合(従量電灯C相当)

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	311円75銭
電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円80銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円40銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円49銭

(4) 中部電力エリア

① アンペアブレーカー契約の場合(従量電灯B相当)

基本料金	契約電流10アンペア	321円14銭
	契約電流15アンペア	481円71銭

基本料金	契約電流20アンペア	642円28銭
	契約電流30アンペア	963円42銭
	契約電流40アンペア	1,284円56銭
	契約電流50アンペア	1,605円70銭
	契約電流60アンペア	1,926円84銭

電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	20円98銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円41銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円33銭
最低月額料金(1契約につき)		277円09銭

② 主開閉器契約等の場合(従量電灯C相当)

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	321円14銭
電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	20円98銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円41銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円33銭

(5) 関西電力エリア(最低料金制契約の場合)(従量電灯A相当)

最低料金	最初の15キロワット時まで	522円58銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円00銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円35銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円30銭

(6) 中国電力エリア(最低料金制契約の場合)(従量電灯A相当)

最低料金	最初の15キロワット時まで	759円68銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	32円75銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	39円43銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円55銭

(7) 四国電力エリア(最低料金制契約の場合)(従量電灯A相当)

最低料金	最初の11キロワット時まで	666円89銭
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	30円65銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37円27銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円78銭

(8) 九州電力エリア

① アンペアブレーカー契約の場合(従量電灯B相当)

基本料金	契約電流10アンペア	316円24銭
	契約電流15アンペア	474円36銭
	契約電流20アンペア	632円48銭
	契約電流30アンペア	948円72銭
	契約電流40アンペア	1,264円96銭
	契約電流50アンペア	1,581円20銭
	契約電流60アンペア	1,897円44銭

電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円18銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円73銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円70銭
最低月額料金(1契約につき)		335円34銭

電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円80銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円40銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円49銭

② 主開閉器契約等の場合(従量電灯C相当)

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	316円24銭
電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18円18銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円73銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円70銭

(9) 沖縄電力エリア(最低料金制契約の場合)(従量電灯相当)

最低料金	最初の10キロワット時まで	643円05銭
電力量料金	10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	40円20銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	45円74銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	47円72銭

6. おうちでんき(N)電気料金単価表(税込)

(1) 関西電力エリア(最低料金制契約の場合)(従量電灯A相当)

最低料金	最初の15キロワット時まで	377円40銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円30銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24円10銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円80銭

7. おうちでんき(T)電気料金単価表(税込)

(1) 東京電力エリア

① アンペアブレーカー契約の場合(従量電灯B相当)

基本料金	契約電流10アンペア	311円75銭
	契約電流15アンペア	467円63銭
	契約電流20アンペア	623円50銭
	契約電流30アンペア	935円25銭
	契約電流40アンペア	1,247円00銭
	契約電流50アンペア	1,558円75銭
	契約電流60アンペア	1,870円50銭
電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円80銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円40銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円49銭
最低月額料金(1契約につき)		328円08銭

② 主開閉器契約等の場合(従量電灯C相当)

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	311円75銭
------	-------------------	---------

8. 電気料金の算定方法、電気料金の算定期間および使用電力量の計量等

- 月々の電気料金、使用電力量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、ソフトバンクまたはグループ媒介者のウェブサービスを通じて、お客さまにお知らせします。
- 電気料金の算定方法(具体的な算定例については、別紙1をご参照ください。)は、供給区域の契約種別に応じて、契約種別ごとに算定します。

(3) 市場価格や燃料費調整額の価格により、電気料金変動することがあります。

① 北海道電力エリア、東京電力エリア(おうちでんき(T))および中部電力エリアの場合

電気料金は、契約電流または契約容量の大きさで決まる基本料金(ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。)、その1ヵ月の使用電力量に応じて算定する電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。なお、電力量料金は、燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算または減算して算定します。

② 東北電力エリア、東京電力エリア(おうちでんき(T)を除く)および九州電力エリアの場合

電気料金は、契約電流または契約容量の大きさで決まる基本料金(ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。)、その1ヵ月の使用電力量に応じて算定する電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および電力市場連動額の合計とします。なお、電力量料金は、燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算または減算して算定します。電力市場連動額は、2023年6月1日より適用することとします。

③ 中国電力エリア、四国電力エリアおよび沖縄電力エリアの場合

電気料金は、その1ヵ月の使用電力量によらず決定される最低料金、その1ヵ月の使用電力量に応じて算定する電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。なお、電力量料金は、燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算または減算して算定します。

④ 関西電力エリア

電気料金は、その1ヵ月の使用電力量によらず決定される最低料金、その1ヵ月の使用電力量に応じて算定する電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および電力市場連動額

の合計とします。なお、電力量料金は、燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算または減算して算定します。電力市場連動額は、2023年6月1日より適用することとします。

※燃料費調整額の算定条件が変更となり、値上がりする場合があります。また、燃料費調整額には上限を設定していないため、地域の電力会社より高額となることがあります。

※東北電力エリア、東京電力エリア、関西電力エリア、九州電力エリアにおける電力市場連動額は、需給ひっ迫時など電力市場価格が高騰した場合、高額になる可能性があります。

※基本料金、電力量料金(燃料費調整額を加算または減算した後のもの)と電力市場連動額との合計が最低月額料金を下回る場合は、その1ヵ月の電気料金は、最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

(4)燃料費調整

①燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。なお、 α 、 β および γ の値は、契約種別に応じた別紙2における付表(以下「付表」といいます。)のとおりとします。また、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。また、燃料費調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。なお、基準燃料価格、基準単

価は、付表のとおりとします。

(イ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{\text{付表の基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}}{1,000} \times \text{付表の基準単価}$$

(ロ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{\text{平均燃料価格} - \text{付表の基準燃料価格}}{1,000} \times \text{付表の基準単価}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に適用し、次表(燃料費調整適用表)のとおりとします。なお、記録型計量器(以下「スマートメーター」といいます。)により計量する場合は、SBパワーがあらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、検針日を計量日と読み替えて適用します。

〔燃料費調整適用表〕

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日

期間	の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1ヵ月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。ただし、関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリアの〔従量電灯A相当〕および沖縄電力エリアの〔従量電灯相当〕の最低料金制契約のお客さまについては、最低料金適用電力量までは最低料金適用電力量に適用される燃料費調整単価とします。なお、最低料金適用電力量とは、関西電力エリアおよび中国電力エリアの場合は1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいい、四国電力エリアの場合は1契約につき最初の11キロワット時、沖縄電力エリアの場合は1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

②基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、付表のとおりとします。

③燃料費調整単価等のお知らせ

SBパワーは、燃料費調整単価をSBパワーが相当と判断した方法によりお知らせします。

(5) 電力市場連動調整

①電力市場連動額の算定

イ 電力市場連動単価

電力市場連動単価は、一般社団法人日本卸電力取引所の30分ごとの各エリアのスポット市場価格(エリアプライス)に基づき、次の算式によって算定されます。なお、参照するスポット市場価格は、日本卸電力取引所が公表するスポット市場の約定価格(税抜)に1.1(消費税

相当額)を乗じたものとします。

$$\text{電力市場連動単価} = \frac{\text{(その時間帯のスポット市場価格} - \text{基準市場価格)}}{\text{市場調達比率}}$$

ロ 基準市場価格

基準市場価格については、SBパワーの需給計画をもとに4月1日から始まる1年ごとに見直すこととし、その年度が始まる2ヵ月前までにSBパワーが相当と判断した方法によりお知らせします。

ハ 市場調達比率

市場調達比率については月ごとの電力市場からの調達比率に応じて定めるものとします。毎月の市場調達比率については、SBパワーの需給計画をもとに4月1日から始まる1年ごとに見直すこととし、その年度が始まる2ヵ月前までに1年分の市場調達比率をSBパワーが相当と判断した方法によりお知らせします。

ニ 電力市場連動額

電力市場連動額は、30分ごとの使用電力量にイによって算定されたその時間帯の電力市場連動単価を適用して算定した値の、(6)電気料金の算定期間に定める期間における総和とします。

計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総使用電力量を一般送配電事業者が30分単位で案分したものを、お客さまの30分ごとの使用電力量とみなして算定します。ただし、算定期間のうち、算定期間の初日から前月の末日までの期間または当月の1日から算定期間の末日までの期間の使用電力量が1kWh未満の場合、当該1kWh未満の期間においては、電力市場連動額は請求いたしません。

②電力市場連動調整の適用

電力市場連動調整は、次のエリアに適用します。東北電力エリア、東京電力エリア(おうちでんき(T)を除く)、関西電力エリア、九州電力エリア

③電力市場連動単価のお知らせ

SBパワーは、電力市場連動単価をSBパワーのホームページ等で適用日の前日にお知らせします。

(6) 電気料金の算定期間は、前月の検針日または計量日(使用電力量等が記録される日)をいいます。)から当月の検針日または計量日の前日までの期間とします。ただし、電気の供給を開始またはこの需給契約が消滅した場合の電気料金の算定期間は、開始日から直後の検針日または

計量日もしくは直前の検針日または計量日から消滅日の前日までの期間とします。

- (7) 使用電力量等の計量は、一般送配電事業者が計量した値とします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合には、お客さまと一般送配電事業者およびSBパワーとの協議により定めるものとします。なお、SBパワーは、一般送配電事業者の計量の結果をお客さまにお知らせします。
- (8) 記録型計量器の設置が需給契約の需給開始日以降になる場合、スマートメーターが設置されるまでの期間における30分ごとの使用電力量は、原則として、スマートメーター以外の計量器により計量された使用電力量を均等に配分して得られる値とします。
- (9) 電気料金の支払期日は、ソフトバンクまたはグループ媒介者の電気通信サービスとセットでお支払いいただく場合には、「ソフトバンクでんき Powered by SBパワー 請求サービス約款」(以下「SB請求約款」といいます。)に準ずるものとし、原則として請求日の属する月の翌々月末までに、お客さまからソフトバンクまたはグループ媒介者にお支払いいただきます。なお、これによりがたい場合には、原則として請求日の属する月の翌月末までに、お客さまからSBパワーにお支払いいただきます。なお、ソフトバンク、グループ媒介者またはSBパワーは、お客さまが支払期日を経過してなお電気料金をお支払いいただけない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息をお支払いいただくことがあります。

(10) 「でんき明細書オプション」発行手数料

お客さまが書面による明細書の発行をご希望された場合、「でんき明細書オプション」発行手数料として、原則として1通につき165円〔税込〕をご請求します。なお、この「でんき明細書オプション」発行手数料は、電気料金とあわせてご請求します。

(11) 請求書発行手数料

お客さまが書面による電気料金に係る請求書の発行を希望される場合、または支払期日を過ぎ払込用紙付きの請求書が発行される場合、請求書発行手数料として1回につき253円〔税込〕をご請求します。※2025年5月より口座振替、クレジットカードなどの支払い方法が設定されていない場合についても、1回につき253円〔税込〕をご請求します。

9. 「おうちレスキュー」における重要事項

「おうちレスキュー」はSBパワーが提供する「おうちでんき」または「自然でんき」を契約されたお客さまに対しソフトバンクが提供するサービスです。

【サービスの内容】

- ① カギのかけつけ作業
- ② 水回りのかけつけ作業
- ③ ガラスのかけつけ作業

※出張料および30分以内の作業料が無料。

※作業内容によっては、部品代、特殊作業代、延長料金などの料金が発生する場合があります。

【「おうちレスキュー」権利使用期間】

- ・需給契約のお申し込みをいただいた日の翌日から2年間。
- ・2023年7月31日以前よりご契約の東京電力エリアのお客さまは2023年8月1日より2年間。

【解約条件】

・SBパワーとの需給契約を解約した場合。

【ソフトバンクへの個人情報提供について】

・SBパワーは、ソフトバンクが「おうちレスキュー」を提供する都度、当該サービスの提供可否を確認するため、ソフトバンクに対し、お客さまの契約の継続有無を提供します。

・「おうちレスキュー」利用規約

<https://cdn.softbank.jp/energy/set/data/campaigns/list/ouchiwari-rescue/pdf/ouchirescue-kiyaku.pdf>

10. スマートメーターの設置

- (1) スイッチング(電気の小売供給を行う小売電気事業者を他の小売電気事業者に切り替えることをいいます。)の場合で、スマートメーターが設置されていないお客さまは、原則としてスマートメーターへの交換が必要となります。
- (2) スマートメーターは、一般送配電事業者または一般送配電事業者から委託を受けた工事業者等が設置し、一般送配電事業者が所有し、維持および運用を行います。また、スマートメーターの設置日については、事前に、一般送配電事業者または一般送配電事業者から委託を受けた工事業者等からお客さま宛にお知らせします。なお、スマートメーターへの取り替え工事に係る費用は、原則として無償*です。ただし、工事に伴い停電することがありますので、詳細は一般送配電事業者へご確認ください。

※お客さまのご要望に応じて、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に特別な工事が発生する場合等については、工事費負担金等相当額をご請求する場合があります。

11. SBパワーからの申し出による契約の解約

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、SBパワーは、需給契

約を解約することがあります。

- ① 支払期日を経過してなお電気料金等をお支払いいただけない場合
 - ② 支払期日を経過してなお他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の電気料金をお支払いされない場合
 - ③ 需給約款、SB請求約款からの請求によってお支払いを要することになった電気料金等をお支払いされない場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、SBパワーがその旨を警告しても改まらない場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ① お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ③ その他、電気需給約款または託送供給等約款の内容に反した場合
 - (3) 需給契約を解約する場合には、原則として解約日の15日前までに、SBパワーはその旨をお客さまにお知らせします。

12. 託送供給等約款の遵守

- (1) お客さまの土地または建物への立ち入りおよび調査
計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した工事業者等が、お客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することをお客さまは承諾ください。
- (2) 保安に対するお客さまの協力
お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡ください。
 - ① 電気の供給に必要な電気工作物(電気の引込線や計量器等)に異常または故障が生じるおそれがある場合
 - ② お客さまの電気工作物に異常または故障が生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合
- (3) 供給の中止または使用の制限もしくは中止
SBパワーは、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、次の場合には、お客さまへの電気の供給を中止または制限する場合があります。
 - ① 一般送配電事業者およびお客さまの電気工作物に異常または故障が生じるおそれがある場合
 - ② 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
 - ③ その他保安上必要がある場合
- (4) 託送供給等約款の遵守等
お客さまは、託送供給等約款に定める事項を遵守ください。また、お客さまは、一般送配電事業者からの求めにより、SBパワーが、一般送配電事業者または第三者にお客さまの需給契約の内容等を開示する場合があることにつき、あらかじめご承諾ください。

13. 工事費負担金等相当額のご請求等

- (1) SBパワーは、一般送配電事業者からお客さまへの電気の供給に係る工事費負担金、臨時工事費その他の費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、原則として、事前にお客さまに確認を行ったうえで、当該請求を受けた金額に相当する金額を、原則として一般送配電事業者の工事着手前にご請求します。
- (2) SBパワーから他の小売電気事業者にスイッチングする場合、または引越等理由により、需給契約を契約期間満了前に解約する場合等において、一般送配電事業者の供給設備の変更を伴わない場合には、(1)の工事費負担金等相当額が発生しないことがあります。

14. 需給契約の変更、終了に伴うお客さまの負担

- (1) お客さまが契約電流または契約容量を新たに設定し、もしくは増加された後1年に満たないでこの需給契約を消滅させる場合、またはお客さまが契約電流または契約容量を新たに設定し、もしくは増加された後1年に満たないで契約電流または契約容量を減少しようとする場合で、託送供給等約款に定めるところにより、SBパワーが、電気料金または工事費の精算に係る請求を一般送配電事業者から受けた場合には、SBパワーは、当該精算に相当する金額(以下「1年未満臨時精算」といいます。)をお客さまへご請求します。
- (2) 1年未満臨時精算は、原則としてこの需給契約

の消滅時に発生する最後の電気料金とあわせてお支払いください(お客さまがご希望される場合で、ソフトバンクまたは媒介者が電気料金等の請求する場合には、ソフトバンクまたは媒介者にお支払いください。)

なお、電流制限器等の一般送配電事業者の供給設備を常置する等の場合は、1年未満臨時精算の対象とならないことがあります。

15. 違約金

- (1) お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、そのために電気料金の全部または一部のお支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、SBパワー、ソフトバンクまたはグループ媒介者は、お客さまから違約金としてご請求します。
- (2) (1)の免れた金額は、SBパワーが定める電気料金その他の供給条件にも基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、SBパワーが決定した期間とします。

16. 小売電気事業におけるお客さま情報および個人情報の取り扱い

SBパワー、ソフトバンクまたはグループ媒介者は、小売電気事業の運営において直接または間接的に収集したお客さま情報および個人情報を、次のとおり取り扱います。

(1) お客さま情報および個人情報の利用目的

SBパワー、ソフトバンクまたはグループ媒介者では、取得したお客さま情報および個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。なお、次の利用目的以外で当該お客さま情報および個人情報を利用する場合、その都度、変更後の利用目的を明確にし、通知または公表のうえ、同意をいただきます。

- ① 小売電気事業において必要となる電力需給契約および需給契約等の締結並びにそれに関する業務
- ② 電力広域的運営推進機関が提供するスイッチング支援システムの利用に伴う業務
- ③ 一般送配電事業者^{※1}との託送供給契約、発電量調整供給契約および需要抑制契約(以下、総称して「託送供給等契約」といいます。)の締結およびそれに関する業務
- ④ 小売電気事業に関する手続きのご案内および情報提供等のお客さまサポート業務
- ⑤ 電気料金等の各種料金の計算および請求
- ⑥ 小売電気事業において必要となる工事、保守および障害対応等の業務
- ⑦ SBパワーおよび他社の商品、サービスおよびキャンペーンのご案内等
- ⑧ 小売電気事業における事故および事件等の防止
- ⑨ 小売電気事業におけるSBパワーの権利取得・保安全管理等
- ⑩ 電気の使用量等を用いた各種マーケティング調査および分析
- ⑪ 各種お問い合わせ・権利行使等に対する対応
- ⑫ 上記各号に付帯関連する業務

(2) 第三者提供

SBパワーは、お客さま情報および個人情報を第三者に提供することがあります。なお、個人情報については、個人情報保護法その他の法令の規定にしたがい、SBパワーが取り扱います。また、次のとおりSBパワーが取り扱うお客さま情報および個人情報を、書面の送付または電子的もしくは磁気的な方法等により、第三者へ提供することがあります。なお、次の情報の提供については、お客さまのお求めに応じて、お客さまが識別されるお客さま情報および個人情報の第三者への提供を停止しますが、お客さまに対するSBパワーまたは提供先のサービスが提供できなくなる場合があります。

- ① SBパワーは、お客さまが電気料金等の立て替払いを委託するSBパワーの指定する事業者(以下「指定事業者」といいます。)に対し、当該指定事業者によるお客さまへの継続的なサービスの提供を目的として、申し込み者情報、申し込み者窓口情報および請求書送付先情報に記載される氏名、住所、所属、連絡先等の個人情報を当該指定事業者へ提供することがあります。
- ② SBパワーは、指定事業者の有するお客さまに対する権利保全を目的として、お申し込み者情報、お申し込み者窓口情報および請求書送付先情報に記載される氏名、住所、所属、連絡先等の個人情報を当該指定事業者へ提供することがあります。
- ③ SBパワーは、託送供給等契約の締結、履行、変更および解約、解除等を目的として、係る事務に必要な氏名、住所、電話番号等の個人情報を一般送配電事業者^{※1}の契約相手方に提供することがあります。

す。

④ SBパワーは、他社との提携サービスの提供を目的として、提携サービスの登録または提供に必要な個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、性別、その他お客さまの識別および提携サービス業務に必要な情報等)を、サービス提携会社に提供する場合があります。

⑤ SBパワーは、お申し込み者またはご契約者への商品、サービス、キャンペーンの案内、提供、分析、改善およびサポート等を目的として、お申し込み者またはご契約者の個人情報(氏名、住所、電話番号等)をソフトバンクおよびグループ媒介者に提供することがあります。また、その他当該商品、サービス、キャンペーンの案内、提供、分析、改善およびサポート等を行う事業者へ提供する場合があります。

(3) 共同利用について

SBパワーは、小売電気事業の運営において取得したお客さま情報および個人情報を、次の者との間で共同利用する場合があります(SBパワーは、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さま情報および個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者および一般送配電事業者等との間でお客さま情報および個人情報を共同利用するものではありません。)

共同して利用する者の範囲	ソフトバンク
利用する者の利用目的	電気の供給および調達 SBパワーの電気料金等の請求または回収、お客さまからのお問い合わせへの対応等のお客さまサポート 共同利用者のサービスの利用に関する手続きのご案内や利用手続き代行等のお客さまサポートおよび共同利用者による当該サービスの提供
共同して利用されるお客さま情報および個人情報の項目	SBパワーが小売電気事業の運用において取得した氏名、性別、住所、連絡先、電話番号等の個人情報
お客さま情報および個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称	SBパワーの情報セキュリティ管理責任者
共同して利用する者の範囲	一般送配電事業者 ^{※1} 、小売電気事業者 ^{※2} 、電力広域的運営推進機関 ^{※3} および需要抑制契約者 ^{※4}
利用する者の利用目的	「託送供給等契約」の締結、変更または解約のため 小売供給契約(離島供給および最終保障供給に関する契約を含む。)または需給契約の廃止取次 ^{※5} のため 供給(受電)地点に関する情報の確認のため 電力量等の検針、設備の保守、点検、交換、停電時または災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため ネガワット取引に関する業務遂行のため
共同して利用されるお客さま情報および個人情報の項目	基本情報:氏名、住所、電話番号および小売供給等契約の契約番号 供給(受電)地点に関する情報:託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備の有無、託送契約異動年月日、検針日、計量日、契約状態、廃止措置方法 ネガワット取引に関する情報:発電販売量、需要調整量、需要抑制量、ベースライン
共同利用の管理責任者	基本情報:需給契約を締結している小売電気事業者(ただし、離島供給または最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者)または一般送配電事業者 供給(受電)地点に関する情報:供給

共同利用の管理責任者	(受電)地点を供給区域とする一般送配電事業者
------------	------------------------

④ 個人情報の開示等に関する請求およびその他のご相談

- ① SBパワーが保有する個人情報のご本人は、SBパワーに対して個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止(以下「開示等」といいます。)を求めることができます。ただし、請求内容によっては、開示等に応じられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、その場合には、その理由を付してご回答します。なお、個人情報の利用目的の通知または開示にあたっては、1回の申請ごとに1,650円(税込、郵便定額小為替)の手数料をご請求します。
- ② 開示手続きおよびその他のご相談に関しては、次の個人情報相談窓口までお問い合わせください。

【小売電気事業運営における個人情報の相談窓口】

S B パ ワ ー 問 い 合 わ せ 窓 口
https://www.softbank.jp/corp/d/group/sbp/contact/

[注]

- ※1: 一般送配電事業者とは、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社および沖縄電力株式会社をいいます。
- ※2: 小売電気事業者とは、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページに掲載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。
- ※3: 電力広域的運営推進機関とは、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進め、中立的に新規電源の接続の受付や系統情報の公開に係る業務を行う機関をいいます。
- ※4: 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者(契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます。)をいいます(事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のウェブサイトをご参照ください。)
- ※5: 需給契約の廃止取次とは、お客さまから新たに需給契約の申し込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じ、お客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して需給契約に係る解約の申し込みを行うことをいいます。

17. 広告に関するご案内

- (1) ソフトバンクまたはグループ媒介者が提供する各種サービス、商品、キャンペーンなどのご案内およびパートナー企業や他社が提供する各種サービス、商品、キャンペーンなどのご案内をお客さまのメールアドレス宛にお送りします。
- (2) 配信停止をご希望の場合は、お送りするメールよりお手続きをお願いします。

18. その他

- (1) この重要事項説明書に記載のない事項の取り扱い、SBパワーが定める需給約款、料金表およびSB請求約款によります。
- (2) SBパワーは需給約款および料金表の内容を、ソフトバンクはSB請求約款の内容を変更することがあります。この場合、インターネットを利用する電子的もしくは磁気的な方法等のSBパワーが適当と判断した方法にて、あらかじめお客さまにお知らせします。
- (3) 需給約款およびSB請求約款等の内容は、SBパワーのウェブサイト、ソフトバンクまたはグループ媒介者のウェブサービス等で確認することができます。
- (4) 需給契約の変更に伴い契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、電子交付にて、原則として、変更後の需給契約の内容のみをお知らせします。
- (5) お客さまがSBパワーへの需給契約のお申し込み後において、電気の供給が開始されるまでの間に、SBパワーとの需給契約の前に現在お客さまへ電気を供給する小売電気事業者との間で需給契約に係る契約電流を変更された場合、SBパワーとの需給契約における契約電流は、当該小売電気事業者との間で変更された契約電流に変更されるものとします。なお、当該需給契約変更後の契約内容は、前項の方法によりお客さまへお知らせします。
- (6) 需給契約の締結と同時に、一般送配電事業者とSBパワーとの託送供給契約の方式をお客さまとの需給契約と異なる方式に変更する場合があります。なお、託送供給契約につきましては供給状況により随時見直しを行います。
- (7) この重要事項説明書は、2025年4月1日より実施します。

19. 信用情報の共有

SBパワーは、支払期日を経過してなお電気料金をお支払いされない場合、氏名、住所またはお支払いに関する情報等について、他の小売電気事業者へ提供する場合があります。

20. 契約者情報の提供

お客さまには、原子力発電施設等周辺地域交付金の金額算定・交付に必要なお客さま情報(氏名、住所、電話番号および契約容量等をいいます。なお、電気のご契約者と電気料金等の請求先ご契約者が異なる場合には、請求先ご契約者のお客さま情報および個人情報を含みます。)を、SBパワーが一般財団法人電源地域振興センターへ提供することがあることを、あらかじめご承諾ください。

21. 各種お手続きまたはお問い合わせ

契約内容の変更、解約またはお問い合わせは、次のサポートセンターまでご連絡ください。なお、停電時のご連絡先は、SBパワーのウェブサイト、ソフトバンクまたはグループ媒介者のウェブサービス等でご案内します。

ソフトバンクでんき・ガスサポートセンター

<https://u.softbank.jp/3LvQwee>

0800-170-3710 [年中無休 9:00 ~ 20:00]

※海外からはご利用できませんのでご了承ください。



以上

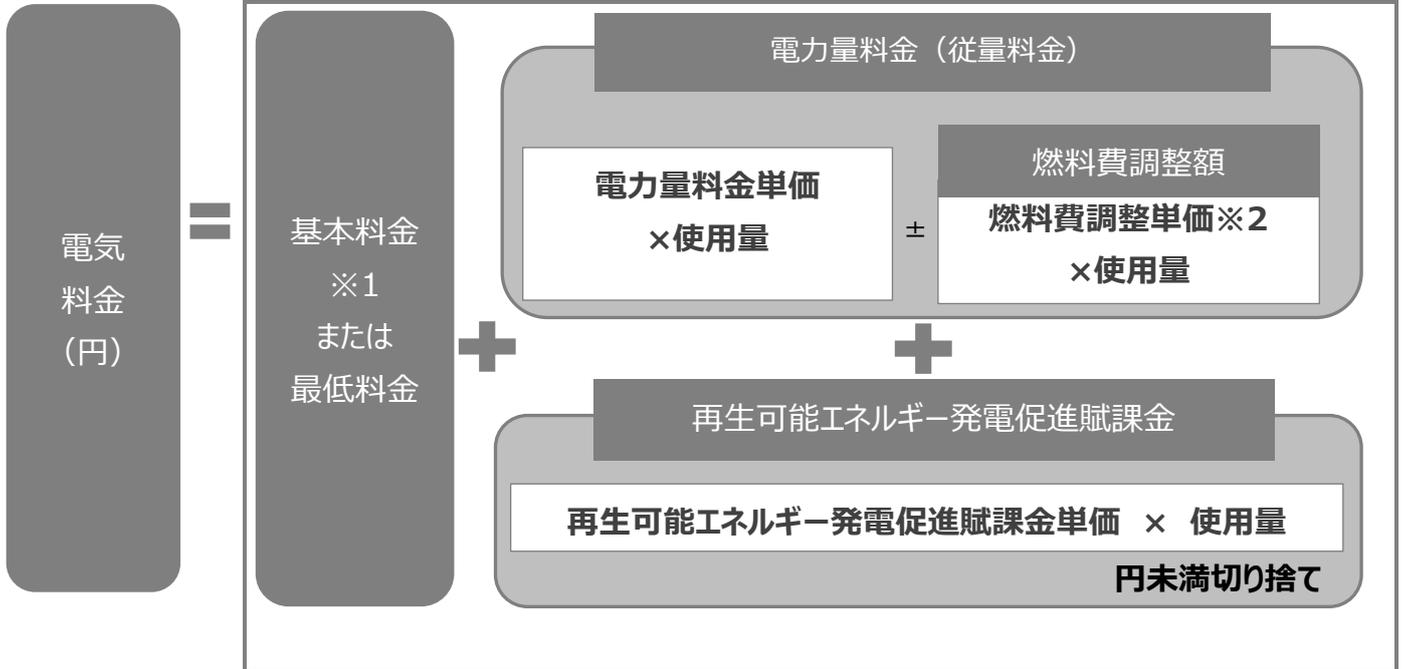
2025年4月1日 実施



東京都港区海岸一丁目7番1号
 S B パ ワ ー 株 式 会 社
 代表取締役社長 高洲 史弥
 [小売電気事業者登録番号:
 A 0 1 8 6]

〔ご参考〕 電気料金の算定方法

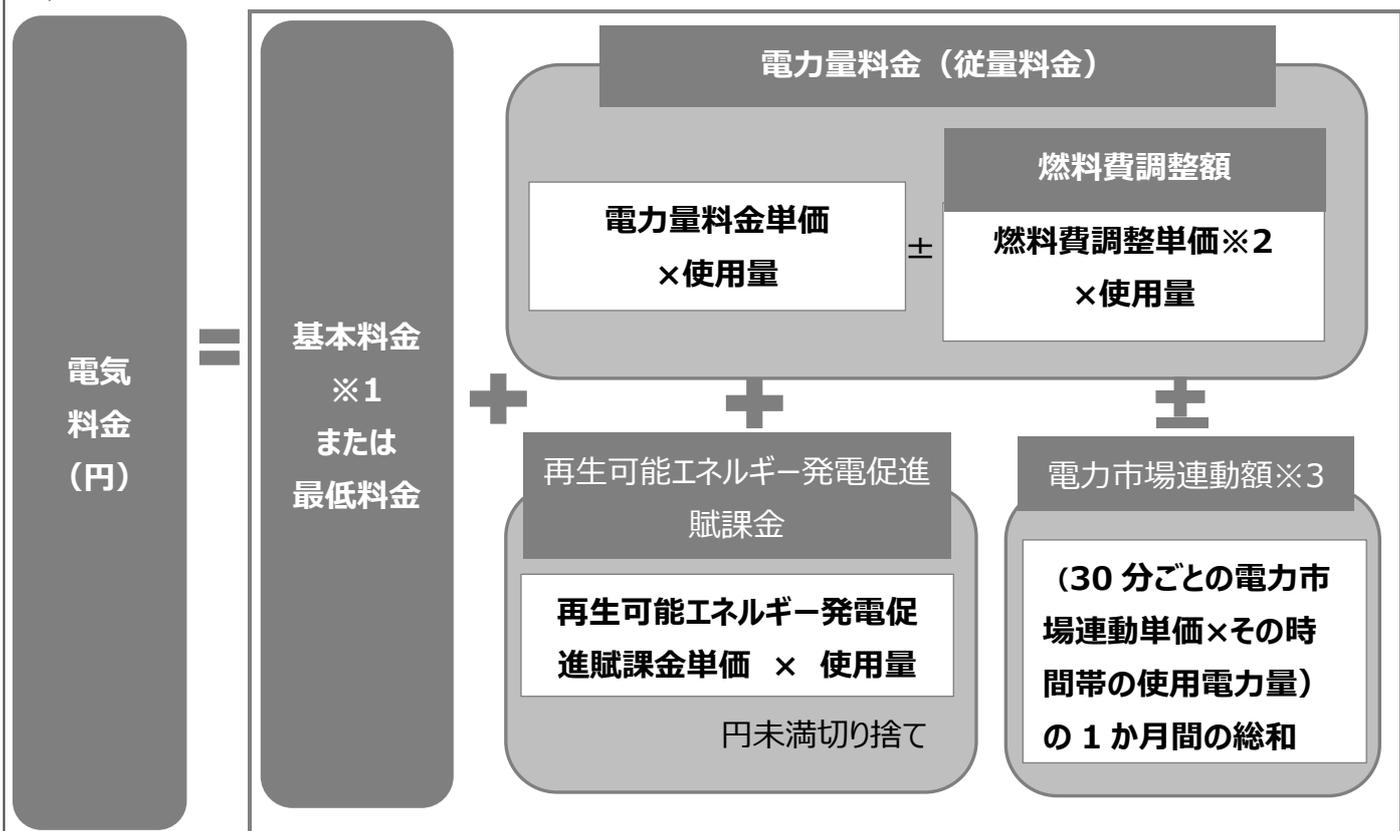
■北海道電力エリア／東京電力エリア（おうちでんき(T)）／中部電力エリア／中国電力エリア／四国電力エリア／沖縄電力エリア



※1従量電灯Cの場合は、契約容量 (kVA) × 基本料金単価 (円/kVA) となります。

※2 燃料費調整額の算定条件が変更となり、値上がりする場合があります。また、燃料費調整額には上限を設定していないため、地域の電力会社より高額となることがあります。

■東北電力エリア／東京電力エリア（おうちでんき(T)を除く）／関西電力エリア／九州電力エリア



※1従量電灯Cの場合は、契約容量 (kVA) × 基本料金単価 (円/kVA) となります。

※2 燃料費調整額の算定条件が変更となり、値上がりする場合があります。また、燃料費調整額には上限を設定していないため、地域の電力会社より高額となる場合があります。

※3 東北電力エリア、東京電力エリア、関西電力エリア、九州電力エリアにおける電力市場連動額は、需給ひっ迫時など電力市場価格が高騰した場合、高額になる可能性があります。

〔ご参考〕 電気料金の算定例〔税込〕

(例) 中部電力エリアの場合

- 契約電流：30A
- 使用電力量：320kWh/月

〔燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価〕

- 燃料費調整単価^{※1}：2.54 円/kWh
- 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価：3.49 円/kWh

本書において使用する単位等については、次の記号で表示します。

A：アンペア
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
%：パーセント

おうちでんき（A）（中部電力エリア）〔従量電灯B相当〕

基本料金＝963.42円・・・①

電力量料金

最初の120kWhまで 20.98円/kWh × 120kWh = 2,517.60円・・・②

120kWhをこえ300kWhまで 25.41円/kWh × 180kWh = 4,573.80円・・・③

300kWh超過 28.33円/kWh × 20kWh = 566.60円・・・④

燃料費調整額 2.54円/kWh × 320kWh = 812.80円・・・⑤

電力量料金合計：②+③+④+⑤＝8,470.80円・・・⑥

再生可能エネルギー発電促進賦課金 3.49円/kWh × 320kWh = 1,116円・・・⑦（円未満切り捨て）

電気料金：①+⑥+⑦＝10,550円/月（円未満切り捨て）

※1 燃料費調整単価は毎月変動します。

(例) 関西電力エリアの場合

■使用電力量：320kWh/月

〔燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価〕

- 燃料費調整単価^{※1}：最初の15kWhまで 58.41円
15kWhをこえる1kWhにつき 3.89円/kWh
- 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価：3.49円/kWh

本書において使用する単位等については、次の記号で表示します。

A：アンペア
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
%：パーセント

おうちでんき (N) (関西電力エリア) [従量電灯A相当]

最低料金=377.40円…①

電力量料金

15kWhをこえ120kWhまで 20.30円/kWh × 105kWh = 2,131.50円…②

120kWhをこえ300kWhまで 24.10円/kWh × 180kWh = 4,338.00円…③

300kWh超過 27.80円/kWh × 20kWh = 556.00円…④

燃料費調整額

最初の15kWhまで 58.41円…⑤

15kWh超過 3.89円/kWh × 305kWh = 1,186.45円…⑥

電力量料金合計：②+③+④+⑤+⑥=8,270.36円…⑦

再生可能エネルギー発電促進賦課金 3.49円/kWh × 320kWh = 1,116円…⑧ (円未満切り捨て)

電力市場連動額 4.21円/kWh^{※2} × 320kWh = 1,347円…⑨ (円未満切り捨て)

電気料金：①+⑦+⑧+⑨=11,110円/月 (円未満切り捨て)

※1 燃料費調整単価は毎月変動します。

※2 電力市場連動単価は2023年4月1日から2024年3月31日までの電力市場価格の平均を用いて算定した場合の、一般的な電気のご使用の場合の平均単価です。実際の単価は30分ごとに異なります。なお、需給ひっ迫時など電力市場価格が高騰した場合、高額になる可能性があります。

以上

別紙2

燃料費調整

需給約款別表2（燃料費調整）における α 、 β および γ の値または基準単価、基準燃料価格は、供給区域に応じ、次の付表のとおりとします。

〔付表〕

供給区域	α 、 β および γ の 値	基準単価 〔1キロワット時 につき〕 (最低料金が適 用される場合)	基準燃料価格
北海道電力 エリア	$\alpha = 0.1874$	17 銭 3 厘	80,800 円
	$\beta = 0.0899$		
	$\gamma = 1.0036$		
北海道電力 エリア (離島)*	$\alpha = 1.0000$	0 銭 1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
東北電力エリア	$\alpha = 0.0259$	19 銭 7 厘	83,500 円
	$\beta = 0.2563$		
	$\gamma = 0.8915$		
東北電力エリア (離島)*	$\alpha = 1.0000$	0 銭 1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
東京電力エリア	$\alpha = 0.0048$	18 銭 3 厘	86,100 円
	$\beta = 0.3827$		
	$\gamma = 0.6584$		
中部電力エリア	$\alpha = 0.0275$	23 銭 3 厘	45,900 円
	$\beta = 0.4792$		
	$\gamma = 0.4275$		
関西電力エリア	$\alpha = 0.0140$	16 銭 5 厘 (2 円 47 銭 5 厘)	27,100 円
	$\beta = 0.3483$		
	$\gamma = 0.7227$		
中国電力エリア	$\alpha = 0.0406$	21 銭 2 厘 (3 円 18 銭 5 厘)	80,300 円
	$\beta = 0.0992$		
	$\gamma = 1.1994$		
中国電力エリア (離島)*	$\alpha = 1.0000$	0 銭 1 厘 (1 銭 7 厘)	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
四国電力エリア	$\alpha = 0.0875$	15 銭 4 厘 (1 円 69 銭 4 厘)	80,000 円
	$\beta = 0.0770$		
	$\gamma = 1.1770$		
九州電力エリア	$\alpha = 0.0053$	13 銭 6 厘	27,400 円
	$\beta = 0.1861$		
	$\gamma = 1.0757$		
九州電力エリア (離島)*	$\alpha = 1.0000$	0 銭 3 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		

沖縄電力エリア	$\alpha = 0.0065$	27 銭 3 厘 (2 円 72 銭 8 厘)	81,500 円
	$\beta = 0.1632$		
	$\gamma = 1.1152$		
沖縄電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	2 銭 6 厘 (26 銭 4 厘)	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		

*北海道電力エリア、東北電力エリア、中国電力エリア、九州電力エリア、沖縄電力エリアの燃料費調整額は、本土と離島の燃料費調整額を合算して請求します。

「おうちでんき」(Powered by SBパワー)

重要事項説明書

本書面は、お客さまが「おうちでんき」をお申し込みされる際に、電気事業法第2条の13第1項および第2項並びに電気事業法施行規則第3条の12および第3条の13に基づき、お客さまとSBパワー株式会社との電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）の概要、電気料金とのセットによる携帯電話のご利用料金等に係る特典の概要、およびそれに関連してご注意が必要な事項をご説明するものです。なお、電気料金等に関する詳細な情報はウェブサイトにも掲載していますので、本書面とあわせて必ずご確認ください。なお、電気の供給は、ソフトバンク株式会社（以下、ソフトバンクといいます。）の子会社であるSBパワー株式会社（以下「SBパワー」といいます。）が行います。

「おうちでんき」および「おうち割でんきセット」等に関する重要事項をご説明します。本書面をよくお読みのうえ、内容をご確認ください。

1. 「おうちでんき」 Powered by SBパワーについて

- 「おうちでんき」とは、個人のお客さまにSBパワーが電気を供給する際の契約プランの総称です。また、ソフトバンクまたはソフトバンクグループ株式会社の子会社または関連会社（SBパワーを除き、以下総称して「グループ媒介者」といいます。）とSBパワーとの業務提携により、ソフトバンクまたはグループ媒介者がお客さまとSBパワーとの間の電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）の契約締結手続き業務等（需給契約の媒介業務）を受託し、お客さまは需給契約をソフトバンクまたはグループ媒介者にお申し込みされるものです。なお、電気の供給は、SBパワーが行います。
- お客さまが電気料金について、ソフトバンクまたはグループ媒介者の携帯電話等のご利用料金とあわせてお支払いすることをご希望される場合には、「ソフトバンクでんき Powered by SBパワー 請求サービス約款」（以下「SB請求約款」といいます。）に基づき、電気料金と携帯電話等のご利用料金をまとめてお支払いいただけます。また、この場合、携帯電話等のご利用料金の割引に係る特典があります。

2. 「ソフトバンクでんき Powered by SBパワー 請求サービス」に関する重要事項

- SB請求約款に基づく請求（以下「SB請求」といいます。）は、お客さまとSBパワーが締結する需給契約に基づく電気料金または工事費負担金等相当額および違約金その他需給契約に基づく電気料金以外の債務（以下、総称して「電気料金等」といいます。）を、ソフトバンクまたはグループ媒介者が、SBパワーに代わってお客さまにご請求するサービスです。
- SB請求における電気料金のお支払日は、ソフトバンクまたはグループ媒介者が定める日とします。なお、お支払いに関する条件は、SB請求約款によります。
- SB請求は、原則としてお申し込みされた月の翌月以降、ソフトバンクまたはグループ媒介者の携帯電話、固定通信サービス等の請求が発行される月から適用します。
- 現在契約において、ソフトバンクまたはグループ媒介者の携帯電話または固定通信サービス等のご利用料金のお支払いを滞納されているお客さまは、SB請求によるお申し込みはできません。
- 所定の支払期日を過ぎた場合、お客さまは、ソフトバンクまたはグループ媒介者に対し、年14.5%の割合で算定した延滞利息をお支払いいただきます。
- 電気料金等の総額は、「My SoftBank」または「My Y!mobile」等よりご確認できます。
- 需給契約の内容、月々の電気料金等の内訳、その他SBパワーからのご案内は、原則としてソフトバンクまたはワイモバイルのウェブサービスを通じてお客さまにお知らせします。なお、ログインのIDまたはパスワードは、ソフトバンクまたはワイモバイルからお客さまにお知らせします。
- SB請求の組合せ対象となるソフトバンクまたはワイモバイルの携帯電話または固定通信サービスは次のとおりです。

【ソフトバンクの場合】

携帯電話・通信機器	iPhone、iPad、スマートフォン、ケータイ、タブレット、モバイルWi-Fiルーター
固定通信サービス	SoftBank 光、SoftBank Air

【ワイモバイルの場合】

対象プラン	シンプルS/M/L シンプル2 S/M/L スマホプラン(タイプ1) スマホベーシックプラン(タイプ1) データプランL データベーシックプランL Pocket WiFiプラン2
-------	---

- 需給契約またはSB請求の解約は、SBパワー、ソフトバンクまたはグループ媒介者の窓口までお問い合わせください。
- 需給契約とソフトバンクまたはグループ媒介者の携帯電話等通信サービスを同時に解約された場合、解約時期によっては、ソフトバンクまたはグループ媒介者の携帯電話または固定通信サービスの契約解除料が発生する場合があります。
- 理由のいかんを問わず、SB請求が終了した場合、ソフトバンク、グループ媒介者またはSBパワーがSB請求を条件として提供している特典、その他の経済上の利益の提供は、ただちに終了します。
- ソフトバンクは、お客さまに事前に通知のうえ、SB請求に係るサービスの全部または一部を変更したり、提供を終了したりする場合があります。

【「ソフトバンクでんき Powered by SBパワー 請求サービス」の解除条件】

- 次のいずれかに該当した場合、SB請求を受けられなくなります。
 - 需給契約を解約した場合
 - 需給契約の名義変更を行なった場合
 - ソフトバンクまたはグループ媒介者の携帯電話または固定通信サービス等において、毎月のご利用料金を支払期日までにお支払いされていない場合
 - SB請求において、毎月の電気料金等を支払期日までにお支払いされていない場合

3. 「おうち割でんきセット(M)」および「おうち割でんきセット(A)」における重要事項

- 「おうち割でんきセット(M)」または「おうち割でんきセット(A)」は、SBパワーとお客さまが締結する需給契約（対象のプランに限ります。）と、ソフトバンクまたはワイモバイルが提供する指定の携帯電話または固定通信サービス等をセットで契約された場合に適用される、ソフトバンクまたはワイモバイルのサービス（以下「本サービス」といいます。）です。
- なお、需給契約のみのお客さまは適用対象外となりますのでご注意ください（「おうちでんき」のみの契約では対象外となります。）。

【適用条件】

- 次に定める条件をすべて満たすお客さまに対し、ソフトバンクの「おうち割でんきセット(M)」またはワイモバイルの「おうち割でんきセット(A)」を適用します。
 - SBパワーが提供する「おうちでんき」を、ソフトバンクまたはワイモバイル指定の方法で契約いただくこと
 - ソフトバンクまたはワイモバイルが指定する携帯電話または固定通信サービス等にご加入いただくこと
 - SB請求が適用されていること

【特典の内容】

	対象のソフトバンクまたはワイモバイルの携帯電話もしくは固定通信サービス割引額(税抜)[()内は税込単価]
おうちでんき	1回線につき100円(110円)/月[2年間] ただし、3年目以降は50円(55円)/月

※ソフトバンクまたはワイモバイルは、本サービスにより、「おうちでんき」とセットになった携帯電話または固定通信サービス等の各回線のご利用料金から、上記特典内容に定める額を割引します。

※本サービスの適用回線数は、「おうちでんき」に係る需給契約1契約につき、「おうち割でんきセット(M)」、「おうち割でんきセット(A)」それぞれ最大10回線までとし、1需要場所内において2以上の需給契約がある場合には本サービスの重複適用はしません。(例えば、1需要場所内に電灯の契約と動力の契約をあわせて契約している場合で、需給契約が2契約となる場合、本サービスの適用回線数は、最大10回線となります。)

※本サービスは、需給契約が成立していることを確認した最初の請求月を1月目とし、請求月単位で適用します。

※需給契約の成立または継続に係る確認は、原則として毎月15日迄に実施します。

【「おうち割でんきセット(M)」または「おうち割でんきセット(A)」の解除条件】

次のいずれかに該当した場合、「おうち割でんきセット(M)」または「おうち割でんきセット(A)」に係る割引が解除となります。なお、本サービスの割引の適用は、当該事実が発生した月の当月までとなります。

- ソフトバンクまたはワイモバイルの携帯電話または固定通信サービス等の利用を終了または譲渡した場合
- SB請求が解除された場合
- ソフトバンクまたはワイモバイル携帯電話または固定通信サービス等において毎月のご利用料金を支払期日までにお支払いされない場合
- SB請求において、毎月の電気料金等を支払期日までにお支払いされない場合
- 需給契約における契約種別を、「おうち割でんきセット(M)」または「おうち割でんきセット(A)」の適用対象外となるSBパワーの「自然でんき」に変更した場合
- 携帯電話サービスの端末を対象外の端末へ機種変更した場合
- 固定通信サービスを対象外のサービスへ変更した場合

4. 需給契約の「媒介」における個人情報の取り扱い

1. 個人情報の利用目的

ソフトバンクまたはグループ媒介者は、需給契約の媒介またはこれに付随する業務(以下、総称して「本件業務」といいます。))に関し、お客さまの個人情報を次の目的で利用します。

(1) 個人情報の利用目的

- ① 本件業務の拡販活動およびイベント等のご案内、お申し込みの受付、契約の締結および履行並びに契約の適用に係る判断
- ② お客さまからのお問い合わせへの対応
- ③ 小売電気事業者との需給契約および本件業務の利用に関するお手続きのご案内および情報提供などのお客さまサポート
- ④ 小売電気事業者との需給契約および本件業務に関する電気料金の計算および電気料金の請求、並びにソフトバンクの他事業におけるご利用料金との合算請求等
- ⑤ 本件業務に伴う事故および不正利用の防止
- ⑥ マーケティング調査および分析
- ⑦ 経営分析のための統計数値作成および分析結果の利用
- ⑧ ソフトバンクおよび他社の商品、サービス並びにキャンペーンのご案内等
- ⑨ 本件業務に関する電気工作物の工事、工事の安全確保、保安の維持、設備機器の搬送、設備の不具合修正およびソフトウェア更新を含む障害への対応等
- ⑩ 託送供給(「接続供給」および「振替供給」の総称)に関するご案内および契約の締結または媒介等
- ⑪ 託送供給契約または発電量調整供給契約の締結もしくは媒介、変更または解約
- ⑫ 需給契約の廃止取次
- ⑬ 供給(受電)地点に関する情報の確認
- ⑭ 電力量等の検針、設備の保守、点検および交換、停電時または災害時等の設備の調査その他の託送供給契約に基づく一般送配電事業者への協力
- ⑮ その他、本件業務およびそれに付随するサービスの提供に必要な業務なお、上記以外の目的でその個人情報を利用する場合は、その都度、その利用目的を明確にし、お客さまから事前の同意をいただいたうえで利用します。

- (2) 本件業務で利用する個人情報
ソフトバンクまたはグループ媒介者は、次の個人情報を上記(1)に記載した「個人情報の利用目的」のために取得し、これを利用します。
 - ① 需給契約のお申し込み者の個人情報:氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、電話番号、需給契約の契約番号、供給地点特定番号、需給契約の契約期間、金融機関の口座情報、その他需給契約を締結するために必要な情報および各種サービスを提供するために必要な情報
 - ② 供給(受電)地点に関する情報:託送供給契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備の有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法その他本件業務および各種サービスを提供するために必要な情報

2. 個人情報の共同利用

ソフトバンクまたはグループ媒介者は、利用目的に沿って個人情報を次の内容で共同利用する場合があります。

- (1) ソフトバンクまたはグループ媒介者と共同利用する者
SBパワー
- (2) 共同利用の目的
上記1. (1) 個人情報の利用目的と同じ
- (3) 共同利用する個人情報
上記1. (2) 本件業務で利用する個人情報と同じ
- (4) 個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称
ソフトバンクの最高データ責任者

3. 第三者提供

ソフトバンク、グループ媒介者およびSBパワーは、個人情報保護法その他の法令の規定にしたがい、ソフトバンク、グループ媒介者およびSBパワーが取扱う個人情報を第三者に提供する場合があります。また、次のとおりソフトバンク、グループ媒介者またはSBパワーが取扱う個人情報を第三者に提供する場合があります。

- (1) ソフトバンクまたはグループ媒介者は、第三者機関が実施する小売電気事業に関する申請を目的として、係る業務に必要な個人情報(氏名、住所、電話番号等)を関係各省庁、自治体、協会等に提供する場合があります。
- (2) ソフトバンクまたはグループ媒介者は、小売電気事業者による電気の供給または電気の供給に関わる業務を実施するために必要な個人情報(氏名、住所等)を、小売電気事業者等に提供する場合があります。
- (3) ソフトバンクまたはグループ媒介者は、対人対物賠償保険等の締結、またはこれを維持することを目的とし、必要な個人情報(氏名、住所、建造物に関する情報等)を保険会社に提供する場合があります。
- (4) ソフトバンクまたはグループ媒介者は、他社との提携サービスの提供を目的として、提携サービスの登録または提供に必要な個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他お客さまの識別および提携サービス業務に必要な情報等)を、サービス提携会社に提供する場合があります。

4. 個人情報の開示、訂正等および利用停止等について

- (1) ソフトバンクまたはグループ媒介者がお客さまより取得した個人情報の利用目的の通知または開示もしくは訂正等をご本人から求められた場合、書面にて回答します(ただし、ご本人の同意を得られた場合は、書面以外の方法で回答する場合があります。)。なお、利用目的の通知、または開示を行う際、実費を勘案した合理的な範囲内の手数料をお支払いいただくことがあります。

・個人情報の開示、訂正等および利用停止等の請求の手順
(<https://www.softbank.jp/privacy/management/procedure/>)

- (2) ソフトバンクまたはグループ媒介者が、お客さまより取得した個人情報の開示もしくは訂正等に関するお客さまご本人からのお問い合わせ、およびその個人情報の取り扱いに関する苦情のお申し出は、次の連絡先までお寄せください。

個人情報お問い合わせ窓口

受付電話番号 0088-210-051

受付時間 土日祝を除く* 9:00~17:00

※設備点検日、システムメンテナンス日を除く

5. 広告に関するご案内

- ・ソフトバンクまたはグループ媒介者が提供する各種サービス、商品またはキャンペーンなどのご案内もしくはパートナー企業や他社が提供する各種サービス、商品またはキャンペーンなどのご案内を、お客さまのメールアドレス宛にお送りします。
- ・なお、上記広告に係るメール配信の停止をご希望の場合は、お送りするメールよりお手続きをお願いします。

6. 各種手続き・お問い合わせ

契約内容の変更、解約またはお問い合わせは、次のサポートセンターまでご連絡ください。

ソフトバンクでんき・ガスサポートセンター



<https://u.softbank.jp/3LvQwee>

0800-170-3710 [年中無休 9:00 ~ 20:00]

※海外からはご利用できませんのでご了承ください。

以 上

2025年4月1日

ソフトバンク株式会社

※記載内容は2025年4月1日現在のものです。

※記載された価格は、特に指定がない限り税込価格となります。

※サービス内容および提供条件は、改善などのために予告なく変更する場合があります。

※記載されている会社名、製品名およびサービス名は、各社の登録商標および商標です。

【ご参考】用語説明

低圧	標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
電灯	白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
小型機器	主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものを除きます。
動力	電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
再生可能エネルギー発電促進賦課金	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条第1項に定める賦課金をいいます。
契約主開閉器	契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
契約電流	契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値とします。
契約容量	契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
託送供給等約款	電気事業法第18条にしたがい、一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。
離島供給約款	電気事業法第21条にしたがい、一般送配電事業者が定める離島供給約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。
小売電気事業者	電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者をいいます。
一般送配電事業者	電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。
需要場所	電気を使用する一定の場所をいいます。
最大需要電力	お客さまが使用した30分ごとの需要電力の最大値であって、一般送配電事業者が設置した計量器によって計量される値をいいます。
計量器	一般送配電事業者が需要場所へ設置する電力量計、30分最大需要電力計、無効電力量計およびその他の計量に必要な付属装置および区分装置をいいます。
供給設備	お客さまへの電気の供給に供される、一般送配電事業者が維持および運営する送電設備、配電設備、変電設備、計量器、電線路、引込線等の設備をいいます。
引込線	電気を供給するための引込線をいいます。

以上